

## 第 25 回 旧 RD 最終処分場問題連絡協議会の開催結果

■日 時 平成 30 年 9 月 10 日（月）19：00～21：30

■場 所 栗東市コミュニティセンター治田東

■主な質疑・ご意見

## 1. 前回の開催結果の確認について

質疑なし

## 2. 平成 30 年度第 1 回モニタリング調査結果

◇小野自治会に対し、経堂池の水質をこれで 5 年間年 4 回調べたが、今後も年 4 回必要か。来年度は年 2 回程度にならないか。次回の協議会で返答をお願いしたいとの発言があった。

⇒県から「年 4 回の調査は、季節毎の変動を確認するためである。」と回答し、小野自治会からは次回の協議会に調査回数について返答をいただくことになった。

## 3. 工事等の進捗状況について

◇ドラム缶が多数発見されドラム缶の中には低濃度 PCB も検出されているが、原因は何か。

⇒中身は、廃油、タール状のもの、樹脂状のもの、パテ状のものや油等を拭いたウェス等で、使用禁止となった絶縁等に使っていた油等が非意図的に若干混入したものであると回答しました。

◇証言では、ドラム缶が潰れ、周囲に飛び散って周囲の土壌が汚染されていると思うがどうか。

⇒周囲の浸潤した土を溶出試験しましたが、PCB は検出されなかったと回答しました。

◇その時の分析は PCB だけか。

⇒重金属類と VOC 類を行っている。PCB が検出されたドラム缶の中には鉛、ジクロロメタン、ベンゼンが検出されたものがあったが周辺土壌については検出されなかったと回答しました。

## 4. 工事の施工方法について

◇2001年に県は、地下水の汚染の原因が、不透水層の破壊と所定の深さ以上の廃棄物の投棄があるとして RD 社に改善命令として深堀穴の再工事を命じた。その時は廃棄物にセメントを流し込む工法で、県はこの工法しか無いとの説明であった。なぜ、県はその時に今回の工法を採用しなかったのか。

⇒当時、県は全旋回オールケーシング工法によるコンクリートを流し込む工法に考えが及ばなかったと推測されると回答しました。

- ◇当時、廃棄物を全部取られずに、廃棄物の中にセメントを注入する工法を採用した。住民は廃棄物にセメントが密着し遮水ができるのかと言ったが県は大丈夫と言っていたが判断は正しかったと思うか。
- ⇒下流の水質に異常はなく結果的に問題は無いが、少なくとも方法としては、底面を出してやるべきと思うと回答しました。
- ◇コンクリートが固まってからオールケーシングで掘ることになるが、コンクリートを掘ることは可能か。
- ⇒オールケーシング工法は、大型鋼材も切断できるので可能であると回答しました。
- ◇オールケーシング工法は、ケーシングを引き上げて土質を確認できるのか。
- ⇒土質の確認も穴の中を確認することもできませんと回答しました。
- ◇オールケーシングの側面の土質はどのように確認するのか。土が混ざって確認できないのではないか。
- ⇒掘削した土を外に上げた時に確認します。ケーシングの先端に刃が付いており回転しながら掘削するため土は混ざりませんと回答しました。
- ◇今まで、地山まで掘削し不透水層の欠損箇所を確認してきたが、今回、ケーシング工法で全て欠損箇所がカバーできるのか不安が残るが、その辺はどうか。
- ⇒ボーリング調査で欠損範囲を確認しており、掘削時に土を確認しながら施工しますと回答しました。

##### 5. 二次対策工事後のモニタリング調査について

- ◇計画案は遮水壁の外にある一般廃棄物が残置されている前提で作成されているが、以前からこの一般廃棄物を撤去するように栗東市に検討をお願いしているが、その検討状況について説明を願いたい。
- ⇒栗東市から一般廃棄物の対応については、今回は確認や認識不足から回答を用意できておらず、今後は内容を精査して整理できましたら報告・説明したいと回答がありました。
- 廃棄物の量は旧 RD 処分場跡地については滋賀県からの情報提供では約800 m<sup>3</sup>で、市道下には112 m<sup>3</sup>で合計で約912 m<sup>3</sup>です。また、処分費用は環境センターの焼却灰を参考にすると1 t当たりの処分費が27,000円、運搬費が3,500円で処分費の総額は2,780万円となります。また工事費については600万円から700万円です。正確な費用については担当課に積算をお願いする必要があります。併せて約3,400万円で、さらに増える可能性もありますと回答がありました。
- ◇当初、遮水壁の外側は栗東市の里道（土地）と説明を受けていたので、栗東市が撤去するのが筋と思っていたが、市の土地と遮水壁の間には、県有地があり栗東市の8倍の廃棄物があるため市と相談して撤去することは出来ないか。
- ⇒二次対策工事は、本来、RD社が対応すべき工事であるが、倒産により県が代執行している。このことから栗東市の家庭系ゴミについてはRD社が埋めたものではないため二次対策工事では撤去できないと県は考えていると回答しました。
- ◇栗東市は県有地のゴミを法的に撤去することは可能か。

⇒栗東市は、県有地のゴミを撤去することは法的には可能ですが、費用を支出するには説明責任に課題があると回答がありました。

◇県の計画では、家庭系ゴミを残すことを前提で遮水壁の外に井戸を設置することになるが、ゴミを撤去してモニタリングの精度をあげてもらいたい。このことについて県と市はどう思うか。

⇒県：遮水壁の効果は外側と内側の水位差とその傾向をみて判断するため、家庭系ゴミを撤去しないと効果の確認ができないとは考えていないと回答しました。

⇒市：水位の差を観測することで、場所的にダメとは考えていないと回答がありました。

◇C工区の遮水壁が仮に破損した場合、計画の井戸の位置で確認できますか。

⇒地下水は図の右から左へ流れているので、鉛直遮水工のどこかで漏れが発生した場合、時間的な差はあるが、上流にあるより下流の井戸の方が観測できると思われるかと回答しました。

◇計画の井戸は、市のNo.2の井戸と近すぎると思われるが、そもそもその位置に作る必要はあるのか。

⇒市のNo.2の井戸は処分場の東から西へ流れる地下水を観測し、新設井戸は南北方向の地下水を観測しますと回答しました。

◇なぜ、家庭系ゴミのある近くに井戸を作らないのか。そこを避ける理由は何か。

⇒家庭系ゴミの下に測るべきKS3層の地下水層があり、ゴミの中に井戸を設置すると井戸に沿って浸透水が流れるため、ゴミの中に井戸を設置することは避けたいと考えていると回答しました。

◇家庭系ゴミがもし無かったら、どこに井戸を作るのがベストと考えるか。

⇒鉛直遮水のどこかが上手く施工できなかったことを想定すると、下流で観測した方が影響を捉えやすいと考えていると回答しました。

◇井戸の設置位置については、専門委員の先生方の意見を聞いているのか。

⇒アドバイザーの先生にはこれから聞くことになると回答しました。

◇井戸を作ってしまうとモニタリングで5年間を目途に使いつづけることになるので11月に井戸を設置することは待ってもらいたい。専門家の意見や栗東市のゴミ撤去の検討結果から住民側が納得する位置に井戸を設置してもらいたい。井戸の設置時期の見直しは可能か。

⇒アドバイザーの先生方との協議は11月に予定していますので、今の予定にかかわらずしっかり協議した上で位置を決めて設置させていただきたいと回答しました。

◇経堂池の調査を実施しないとなっているが、今でも基準を超えている状態なのになぜ実施しないのか。

⇒底面と側面の遮水工を施工後は、漏水は直近の井戸で観測し、表流水については洪水調整池で観測する考えを示したもので、アドバイザーの先生にご意見を伺いたいと回答しました。

◇No.1-1の井戸の電気伝導度が高い原因が分かっていないのに、なぜ評価対象外なのか。

⇒No.1-1 の井戸は、処分場からの影響ではなく、井戸周辺に汚染物があることが原因であると考えている。このこともアドバイザーの先生にご意見を伺いたいと回答しました。

◇評価方法は、年4回の項目の平均値で評価することになっているが、そもそも一つでも基準値を超えていればおかしいのではないか。

⇒国の環境基準での評価方法は、1年間の平均値となっているので、提案させていただいた。これもアドバイザーの意見を聞き、協議相談させていただきたいと回答しました。

◇モニタリングの方法については環境省の縛りはあるのか。また、特措法が終了した後は県の裁量でできるのか。

⇒環境省は国の標準的なものを示している。住民の皆様やアドバイザーの先生の意見を聞きモニタリング計画を決めたい。特措法終了前の計画は環境省と協議が必要だが、終了後はある程度は県の裁量も可能と思いますと回答しました。

## 6. その他

質疑なし